凡　　例

1　この便覧で使用している用語等の意義は、次の各号に説明するとおりである。

(1)認知件数･･･警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2)検挙件数･･･刑法犯において警察で事件を送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げた件数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。

（解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。）

(3)検挙人員･･･警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4)送致件数･送致人員･･･特別法犯において、警察で事件を送致・送付した件数・被疑者数をいう。

(5)犯罪少年･･･特に断りのない限り、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。

(6)包括罪種、罪種の名称及びその内訳罪名

- 凶悪犯
  - 殺人･･･殺人罪、嬰児殺、殺人予備罪、自殺関与罪
  - 強盗･･･強盗殺人罪（致死を含む）、強盗傷人罪、強盗強姦罪（致死を含む）、強盗罪
    準強盗罪（昏睡・事後強盗）
  - 放火
  - 強姦･･･強姦罪、強姦致死傷罪
- 粗暴犯
  - 凶器準備集合
  - 暴行･･･暴行罪
  - 傷害･･･傷害罪、傷害致死罪
  - 脅迫･･･脅迫罪、強要罪
  - 恐喝･･･恐喝罪
- 窃盗犯
  - 窃盗･･･窃盗罪
- 知能犯
  - 詐欺･･･詐欺罪、準詐欺罪
  - 横領･･･横領罪、業務上横領罪
  - 偽造･･･通貨偽造罪、文書偽造罪、支払用カード偽造罪、有価証券偽造罪、印章偽造罪
  - 汚職･･･賄賂罪（収賄・贈賄罪）、職権濫用罪（致死傷を含む）
  - 背任･･･背任罪
- 風俗犯
  - 賭博･･･普通賭博罪、常習賭博罪、賭博開帳等罪
  - わいせつ･･･強盗わいせつ罪（致死傷を含む）、公然わいせつ罪、わいせつ物罪

(7)交通業過･･･道路上の交通事故に係る危険運転致死傷罪、業務上（重）過失致死傷罪をいう。

(8)侵入盗･･･住宅又は住宅以外の建物に侵入し、金品を窃取するものをいう。

(9)乗り物盗･･･自動車、オートバイ又は自転車を窃取するものをいう。

(10) 非侵入盗･･･侵入盗及び乗り物盗以外の窃盗をいう。

(11) 重要犯罪･重要窃盗犯･･･犯罪情勢を観察する場合において、統計上、その指標となる犯罪として掲げるものをいう。

(12) 検挙率･･･認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したものをいう。

(13) 犯罪率･･･人口 10 万人当たりの犯罪認知件数をいう。犯罪率算出に用いた人口は、各年 10 月 1 日現在の推計人口（総務省統計局）又は国勢調査人口である。

(14) 符号　（ア）「－」該当数字のないもの
（イ）「･･･」数字が得られないもの

2　この便覧に使用されている年次は、すべて暦年である。